

市内事業者への優先発注に関する運用基準

1 目的

長野市が締結する契約により、地元経済の発展を目指し、持続可能で活力ある地域社会の実現に寄与すること、さらに、地域における雇用の確保が図られることを目的とし、併せて入札、契約の競争性、公平性及び透明性を確保するため、契約の相手方の地域要件について運用基準を定めるもの。

2 定義

(1) 市内事業者

長野市内に本社、本店等の主たる営業所を有する者をいう。

(2) 準市内事業者

長野市内に支社、支店、営業所等の従たる営業所を有し、入札、契約の締結及び代金の請求、受領等の権限を付与されている者をいう。

(3) 市外事業者

前2号に掲げる者以外の者をいう。

3 基本的な考え方及び運用基準

(1) 建設工事（工事に係る業務委託を含む）

ア 一般競争入札

(ア) 工種、等級格付け及び求める施工実績等の要件により、参加が可能又は予想される事業者が市内事業者で別表1の数を概ね充足し、十分な競争性が確保されると認められる場合は市内事業者を対象とする。

(イ) アの要件により、市内事業者だけでは十分な競争性が確保できないと認めるときは、準市内事業者まで、それでも充足されない場合は市外事業者まで対象を広げるものとする。

(ウ) 特定建設企業体方式により発注する工事については、代表者について(ア)及び(イ)によるものとし、代表者以外の構成員については、なるべく市内事業者を含めるものとする。

イ 指名競争入札

(ア) ア(ア)及び(イ)に準じるものとする。

(イ) 市内事業者を対象とする場合は、原則として工事場所の近隣の事業者から優先して指名の選定をするものとする。

ウ 契約規則第29条で定める随意契約

(ア) 原則として市内事業者を対象とする。（これにより難しい場合を除く。）

(イ) 原則として工事場所の近隣の事業者から優先して見積の依頼をするものとする。

(2) 物品及び一般業務委託等

ア 一般競争入札

建設工事に準じるものとする。（別表1は別表2とする。）

イ 指名競争入札

(ア) 建設工事に準じるものとする。(別表1は別表2とする。)

(イ) 公募型指名競争入札による場合は、参加希望者の状況により、市内事業者で十分な競争性が確保されると認められる場合は市内事業者を優先して指名選定し、市内事業者だけでは十分な競争性が確保できないと認めるときは、準市内事業者まで、それでも充足されない場合は市外事業者まで対象を広げるものとする。

ウ 契約規則第29条で定める随意契約

(ア) 担当課

建設工事に準じるものとする。

(イ) 契約課

オープンカウンター方式により参加希望者を募る方式については、案件ごとに参加が可能又は予想される事業者を特定し、事前に要件とすることが困難であるため、見積参加にあたっては地域要件を付さないものとする。

ただし、見積の結果、市内事業者の参加があった場合は優先して契約を締結し、なかった場合は準市内事業者、市外事業者の順に契約を締結することができるものとする。ただし、運用にあたっては、市内事業者で十分な競争性が確保されると認められる業務、品目等について状況に応じて適用するものとする。

4 その他

(1) 要件の設定にあたっては、同種・同規模の案件によって差が生じることのないよう、担当課及び契約課で調整するものとし、請負工事審査委員会又は物品等供給業者選定委員会の審査に付すべき案件については、要件についても審査を受け、決定するものとする。

(2) 要件は「長野市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱」に基づき、公表するものとする。
(一般競争入札及び指名競争入札に付する案件に限る。)

(3) 平成27年4月1日以降に入札の公告又は指名の通知（見積の依頼を含む。）を行う契約から適用し、逐次見直しを図るものとする。

別表1

設 計 金 額	標 準 指 名 業 者 数
500 万円未満	5 人以上
500 万円以上 5,000 万円未満	8 人以上
5,000 万円以上	11 人以上

別表2

設 計 金 額 (予 定 価 格)	標 準 指 名 業 者 数
500 万円未満	5 人以上
500 万円以上	8 人以上